

国海安第7号
令和8年4月9日

別紙 関係団体担当理事等 殿

国土交通省海事局安全政策課長
(公 印 省 略)

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する
千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する
二千十二年のケーブルタウン協定の発効について（通知）

標記について、国際海事機関（IMO）から、「発効要件がみたされた日から12か月を経過する令和9年2月24日をもって、当該協定が発効する」旨の通知がなされたされたところでは、

これに伴い、当該協定が求める要件を規定した「船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第8号）」、「漁船特殊規程の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第2号）」、「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第176号）」及び「漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示（令和5年農林水産省・国土交通省告示第2号）」並びに関連通達「船舶検査心得の一部改正について」についても、施行日が令和9年2月24日となることから、周知しますので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

(送付先関係団体)

一般財団法人	日本海事協会	会長
一般社団法人	日本中小型造船工業会	専務理事
一般社団法人	日本船舶品質管理協会	専務理事
一般社団法人	日本船用機関整備協会	専務理事
一般社団法人	日本船用工業会	専務理事
一般社団法人	大日本水産会	専務理事
一般社団法人	全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長
一般社団法人	日本船舶電装協会	専務理事
一般財団法人	日本舶用品検定協会	会長
一般社団法人	日本海事代理士会	会長
一般社団法人	海洋水産システム協会	会長
Lloyd's Register Group Limited		船級日本地域代表者
DNV AS		Country Manager, Japan
American Bureau of Shipping		Area Operation Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社		船級部門長



INTERNATIONAL
MARITIME
ORGANIZATION

E

4 ALBERT EMBANKMENT
LONDON SE1 7SR
Telephone: +44 (0)20 7735 7611

CT/AGR2012.1/Circ.25
24 February 2026

**CAPE TOWN AGREEMENT OF 2012 ON THE IMPLEMENTATION OF THE PROVISIONS
OF THE TORREMOLINOS PROTOCOL OF 1993 RELATING TO THE TORREMOLINOS
INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF FISHING VESSELS, 1977**

Fulfilment of requirements for entry into force

Accession by Argentina and Communication by Ghana

The Secretary-General has the honour to refer to the above Agreement, and to state that the requirements for its entry into force, as set out in Article 4(1) thereof, have been fulfilled.

Article 4(1) of the Agreement provides as follows:

"This Agreement shall enter into force 12 months after the date on which not less than 22 States the aggregate number of whose fishing vessels of 24 m in length and over operating on the high seas is not less than 3,600 have expressed their consent to be bound by it."

Following the issuance of circular CT/AGR2012.1/Circ.22, the Secretary-General received, on 4 February 2026, a communication from Ghana declaring seventy-nine (79) fishing vessels in accordance with article 4(1).

On 24 February 2026, accession to the Agreement by Argentina was effected by the deposit of an instrument declaring 467 fishing vessels in accordance with article 4(1).

There are, at present, 28 Contracting States to the Agreement, with an aggregate number of **3,754** fishing vessels of 24 m in length and over operating on the high seas.

In accordance with article 4(1), therefore, the Agreement will enter into force on 24 February 2027, 12 months following the date on which the requirements for entry into force were met.

○農林水産省
国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年三月十日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年通信省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 総則

第二章 船体

第三章 設備

第一節 救命設備

第二節 消防設備

第三節 其ノ他ノ設備

第三章の二 防火構造

第四章 雑則

附則

第一条ノ二（略）

② 前項ノ規定ニ拘ラズ第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第三項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々

当該各号ニ定ムル総トン数トス

③ 本令（第六十六条第二項ヲ除ク。）ヲ船舶安全法施行規則第十八条第二項ノ表第六号上欄ニ掲グル船舶（以下ケープタウン協定適用船ト称ス）ニ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶のト

ン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項ニ定ムル国際総トン数ト

ス

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条（略）

2 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、各舷

に、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。

ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

い。

目次

第一章 総則

第二章 船体

第三章 設備

第一節 救命設備

第二節 消防設備

第三節 其ノ他ノ設備

第四章 雑則

附則

第一条ノ二（略）

② 前項ノ規定ニ拘ラズ第六十九条ノ五及別表信号灯ノ項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於ケル総トン数ハ船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第一条第二項各号ニ掲グル船舶ノ区分ニ応ジ夫々

当該各号ニ定ムル総トン数トス

（新設）

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条（略）

（新設）

（救命艇及び救命いかだ）

第四十八条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 3 前項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだのうち一の救命艇又は救命いかだが使用できない場合において、各舷において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分でないときは、各舷において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。
- 4 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、第二項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだに代えて、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けることができる。
 - 一 船尾に、最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇
 - 二 最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ
- 5 第二項から前項までの規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならぬ。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。
 - 一 水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ
 - 二 当該救命いかだの定員分の人員が乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ
- 6 船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。
- 7 船舶救命設備規則第八十七条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命艇についてそれぞれ準用する。この場合において、同条中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替へるものとする。
- 8 船舶救命設備規則第九十条第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命いかだについて準用する。この場合において、同令第九十条第一項第八号及び第九号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替へるものとする。
- （救助艇）
 - 第四十九条 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、一隻の救助艇を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - 2 前項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、前条第二項から第四項までの規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。
- （救命艇及び救助艇の数）
 - 第五十条 総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を九で除して得られた値未満の数であつてはならない。
- （救命浮環）
 - 第五十一条（略）
- 2 前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、総トン数三千トン以上のものにあつては八個、総トン数三千トン未満のものにあつては六個の救命浮環を備え付けなければならない。
- 3 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）」と読み替へるものとする。

- （新設）
 - 2 船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。
- （新設）
 - 2 船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船」と読み替へるものとする。
- （新設）
 - 第五十一条（略）
- （新設）
 - 第五十条 削除
- （新設）
 - 第四十九条 削除

(イマーシジョン・スーツ)

第五十一条の二の二 総トン数五百トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める程度に応じて、備え付けるイマーシジョン・スーツの数を減じることができる。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

第五十一条の三 一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、二個(第一種漁船にあつては、一個)の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、四個(総トン数三千トン未満のものにあつては、三個)の自己点火灯、二個の自己発煙信号、十二個の落下傘付信号及び二個の火せんを備え付けなければならない。

3 前二項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第三項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

4 (略)

5 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第五十一条の四の三 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては各舷に一個、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船以外のものにあつては一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(持運び式双向無線電話装置)

第五十一条の四の四 一般漁船には、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては三個、総トン数三〇〇トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)にあつては二個、総トン数三〇〇トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式双向無線電話装置を備え付けなければならない。

(救命いかだ進水装置)

第五十一条の五の二 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第二項又は第三項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、各舷に一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船であつて第四十八条第四項の規定により進水装置用救命いかだを備え付けるものには、一個以上の救命いかだ進水装置を備え付けなければならない。

(イマーシジョン・スーツ)

第五十一条の二の二 総トン数五百トン以上の一般漁船には、最大搭載人員と同数のイマーシジョン・スーツを備え付けなければならない。

2 (略)

(自己点火灯、自己発煙信号、落下傘付信号及び火せん)

第五十一条の三 一般漁船には、二個(第一種漁船にあつては、一個)の自己点火灯及び自己発煙信号、四個の落下傘付信号並びに二個の火せんを備え付けなければならない。

(新設)

2 前項の規定により二個以上の自己発煙信号を備え付ける場合には、当該自己発煙信号のうち、一個は容易に取り出すことができる場所に、その他は第五十一条第二項において準用する船舶救命設備規則第九十二条第三項の規定により航海船橋に積み付ける救命浮環の近くに積み付けなければならない。

3 (略)

4 船舶救命設備規則第九十四条第二項の規定は、第一項の規定により備え付ける自己点火灯について準用する。

(レーダー・トランスポンダー及び搜索救助用位置指示送信装置)

第五十一条の四の三 一般漁船には、一個のレーダー・トランスポンダー又は搜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。

(持運び式双向無線電話装置)

第五十一条の四の四 一般漁船には、総トン数三〇〇トン以上のものにあつては二個、総トン数三〇〇トン未満のものにあつては一個の持運び式双向無線電話装置を備え付けなければならない。

(新設)

(船舶救命設備規則の規定の準用)

第五十一条の六 (略)

2 船舶救命設備規則第六十七条、第八十五条の二及び第八十六条第三項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船について準用する。

(消火ポンプ)

第五十一条の七 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には二個、総トン数百トン以上千トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、前項の規定により備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

第五十一条の八 (略)

2 総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、前項の規定により備え付ける消火栓のほか、特定機関区域の出入口の外側近くに消火栓を一個備え付けなければならない。

(消火ホース)

第五十一条の九 総トン数百トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くを目につきやすい位置に直ちに使用することができるようにして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、前項及び第五十一条の十四第五項の規定により準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合及び第五十一条の十四第五項において準用する船舶消防設備規則第四十条第一項の規定により消火ホースを備え付ける場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

(内燃機関のある場所における消防設備)

第五十一条の十 総トン数五百トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、内燃機関(ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。第三項及び第五項において同じ。)のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十

(船舶救命設備規則の規定の準用)

第五十一条の六 (略)

(新設)

(消火ポンプ)

第五十一条の七 一般漁船には、総トン数千トン以上のものにあつては二個、総トン数百トン以上千トン未満のものにあつては一個の能力等について告示で定める要件に適合する消火ポンプを備え付けなければならない。

2 船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第三十六条第二項の規定は、一般漁船に備え付ける消火ポンプについて準用する。

(消火栓)

第五十一条の八 (略)

(新設)

(消火ホース)

第五十一条の九 総トン数百トン以上の一般漁船には、機関室又はボイラ室にあつては前条の規定により備え付ける消火栓一個につき一個、その他の場所にあつては船舶の長さ三十メートル又はその端数ごとに一個の消火ホースを消火栓の近くを目につきやすい位置に直ちに使用することができるようにして備え付けなければならない。この場合において、総トン数千トン以上の一般漁船にあつては、機関室及びボイラ室に備え付けるものを除き、合計四個以上でなければならない。

2 総トン数千トン以上の一般漁船には、前項の規定により備え付ける消火ホースのほかに、予備の消火ホースを一個備え付けなければならない。

3 前二項の規定により備え付ける消火ホースの数が消火栓の数に満たない場合には、消火ホースの継手及び第五十一条の十四第二項において準用する船舶消防設備規則第四十一条の規定により備え付けるノズルは、完全な互換性を有しなければならない。

(内燃機関のある場所における消防設備)

第五十一条の十 総トン数五百トン未満の一般漁船には、内燃機関(ガスタービンを含み、主機又は合計出力三百七十五キロワット以上の補助機関として使用するものに限る。)のある場所に、総トン数百トン以上五百トン未満の一般漁船にあつては二個、総トン数百トン未満の一般漁船にあつては一個の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付け、さらに、機関の出力七百五十

キロワット又はその端数ごとに一個の持運び式の泡消火器を備え付けなければならない。

2 (略)

2 (略)

3 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、内燃機関のある場所に、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置のうちいずれかのものを備え付けなければならない。

4 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船には、特定機関区域に二個以上の持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器を備え付けなければならない。

5 前項の規定により備え付ける持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のほか、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船において、特定機関区域に内燃機関のある場合には、一個の持運び式泡消火器を備え付けなければならない。

(居住区域等における消防設備)

第五十一条の十一 次の表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適当に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

2 次の表の上欄に掲げる総トン数のケーブタウン協定適用船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の持運び式の消火器を、居住区域、業務区域及び制御場所(以下「居住区域等」という。)に適当に分散して配置しなければならない。

二千トン以上	五個
九百五十トン以上二千トン未満	三個

3 前条第二項の規定は、第一項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。

(消防員装具等)

第五十一条の十二 総トン数千トン以上の一般漁船(総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

第五十一条の十四 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船(同令第四十四条第六項、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定については、総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。)について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(居住区域及び業務区域における消防設備)

第五十一条の十一 次の表の上欄に掲げる総トン数の一般漁船には、それぞれ同表の下欄に掲げる数の持運び式の消火器を、居住区域及び業務区域に適当に分散して配置しなければならない。この場合において、総トン数五百トン以上の一般漁船には、塗料庫の出入口付近の外部に持運び式の泡消火器、鎮火性ガス消火器又は粉末消火器のうちいずれか一個を備え付けなければならない。

表 (略)

(新設)

2 前条第二項の規定は、前項の規定により配置しなければならない持運び式の消火器について準用する。

(消防員装具等)

第五十一条の十二 総トン数千トン以上の一般漁船には、二組の消防員装具を容易に近づくことができる互いに離れた場所に直ちに使用することができるように備え付けなければならない。

2 (略)

(船舶消防設備規則の規定の準用)

第五十一条の十四 船舶消防設備規則第四十四条第六項、第四十五条の二、第四十八条第六項及び第五十九条第一項の規定は、一般漁船について準用する。この場合において、同令第五十九条第一項中「第三種船及び総トン数五百トン以上の第四種船」とあるのは「総トン数五百トン以上の一般漁船」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船（同令第四十一条の四の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を、同令第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第三十八条第二項及び第三項の規定については総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を、同令第四十一条の三の規定については船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

5 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十条第一項並びに第四十四条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第一項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の八」と読み替えるものとする。

6 船舶消防設備規則第四十条第二項（ただし書を除く）、第四十二条、第四十四条第二項、第三項、第五項及び第七項、第四十五条第一項、第四十六条第一項（第三号を除く）、第五十四条第一項、第五十七条第一項、第六十三条の二第二項及び第三項、第六十三条の三並びに第七十三条第一項の規定は、総トン数千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第四十条第二項中「前項」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第五項において準用する前項」と、同令第六十三条の三中「前条」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第六項において準用する前条」と読み替えるものとする。

7 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第五十一条の十第三項、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項、第三項において準用する同令第六十条、第五項において準用する同令第四十四条第一項又は前項において準用する同令第四十五条第一項、第四十六条第一項若しくは第五十七条第一項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

8 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項若しくは第四項、第五十一条の十一第一項若しくは第二項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二、第三項において準用する同令第六十条又は第六項において準用する同令第四十四条第五項若しくは第七項、第四十五条第一項若しくは第四十六条第一項の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

9・10 (略)

3 船舶消防設備規則第三十九条第三項、第四十条第三項、第四十一条の四、第五十九条第二項及び第三項並びに第六十条の規定は、総トン数五百トン以上の一般漁船（同令第四十一条の四の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。この場合において、船舶消防設備規則第三十九条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「前二項」とあるのは「同令第五十一条の八」と、同令第四十条第三項中「第四十一条の四」とあるのは「漁船特殊規程第五十一条の十四第三項において準用する第四十一条の四」と、「第一項」とあるのは「同令第五十一条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

4 船舶消防設備規則第三十八条第二項及び第三項、第四十一条の三並びに第四十八条第二項の規定は、総トン数千トン以上の一般漁船（同令第四十一条の三の規定については、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）について準用する。

(新設)

(新設)

5 船舶消防設備規則第四十七条の規定は、第一項において準用する同令第四十五条の二若しくは第五十九条第一項又は第三項において準用する同令第六十条の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

6 船舶消防設備規則第四十八条の二の規定は、第五十一条の十第一項、第五十一条の十一第一項、第一項において準用する同令第四十四条第六項若しくは第四十五条の二又は第三項において準用する同令第六十条の規定により持運び式の消火器を備え付ける場合について準用する。

7・8 (略)

第五十二条 (略)

② 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ニ備フル冷却機ノ設備ニ付テハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適當ト認ムルモノヲ備フベシ

第五十六条ノ二 総噸数九百五十噸以上ノケーブタウン協定適用船ノ機関区域内ノ騒音ガ管海官庁ノ指定スル値ヲ超ユル場合ニハ当該船舶ノ構造、航海ノ態様等ヲ考慮シ管海官庁ノ適當ト認ムル防音等ノ為ノ措置ヲ講ズベシ

第六十八条 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条ノ二 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)、第三種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)又ハケーブタウン協定適用船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条ノ四 第一種漁船(ケーブタウン協定適用船ヲ除ク)ニハ羅針儀ヲ備フベシ

第六十九条ノ四ノ二 総噸数九百五十噸未満ノケーブタウン協定適用船ニハ水深ヲ測定シ得ル装置ヲ備フベシ

第三章ノ二 防火構造

第六十九条ノ六 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、不燃性材料で造られたものでなければならない。

(B級仕切りの隔壁)

第六十九条の七 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域等から通路を区分するB級仕切りでなければならない隔壁は、甲板から他の甲板まで達するものでなければならない。ただし、連続B級天井張りがある場合においては、当該隔壁は当該連続B級天井張りごとと定めることができる。

(階段及び昇降機の保護)

第六十九条の八 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域等内の階段は、鋼又は鋼と同等の材料のものでなければならない。

2 前項の階段は、B級仕切りで形成する階段囲壁の内部に設けなければならない。

3 総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケーブタウン協定適用船の居住区域及び業務区域内の昇降機は、鋼又は鋼と同等の材料で形成するトランクの内部に設けなければならない。

4 前項のトランクには、通風及び煙の通過を制御することができるように閉鎖装置を備え付けなければならない。

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

第六十八条 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ従業場所ノ海図其ノ他予定サレタル航海ニ必要ナル航海用刊行物ヲ備フベシ但シ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル電子海図情報表示装置其ノ他電子航海用刊行物情報表示装置ヲ備フル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条ノ二 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「標準磁気コンパス」及予備ノ羅盆ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ予備ノ羅盆ノ備付ヲ省略スルコトヲ得

第六十九条ノ三 第二種漁船又ハ第三種漁船ニハ機能等ニ付告示ヲ以テ定ムル要件ニ適合スル「方位測定コンパス装置」ヲ備フベシ但シ管海官庁ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条ノ四 第一種漁船ニハ羅針儀ヲ備フベシ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(可燃性材料の使用制限)
第六十九条の九 総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船の居住区域又は業務区域においては、不燃性の隔壁、天井張り又は内張りに施された化粧張りの厚さは、告示で定める厚さを超えてはならない。

(船舶防火構造規則の規定の準用)

第六十九条の十 船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第十条第一項及び第三項、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第二項、第十八条(第三項第二号を除く)、第十九条第一項、第二十二条第一項及び第五項、第二十七条の七第二項及び第三項、第二十七条の八(第一項第四号を除く)、第二十七条の十第一項、第三項、第六項及び第七項並びに第五十七条第一項の規定は、総トン数九百五十トン以上二千トン未満のケープタウン協定適用船について準用する。

2 船舶防火構造規則第八條、第十條第一項及び第三項、第十三條第一項及び第三項、第十四條第一項及び第二項、第十七條、第十八條(第三項第二号を除く)、第十九條第一項及び第二項、第二十二條第一項及び第三項から第五項まで、第二十七條の三、第二十七條の五第三項、第二十七條の六(第三項を除く)、第二十七條の七(第一項を除く)、第二十七條の八(第一項第四号を除く)、第二十七條の九、第二十七條の十第一項から第三項まで、第六項及び第七項並びに第五十七條第一項の規定は、総トン数二千トン以上のケープタウン協定適用船について準用する。この場合において、同令第二十七條の七第四項中「第二十七條の四第一項」とあるのは「漁船特殊規程第六十九條の十第二項において準用する第八條第一項」と読み替えるものとする。

別表(第六十六條関係)

属具名称 (略)	数量 (略)	摘要 (略)
国際信号旗	一組(総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船は、NC二旗)	総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	

(新設)

(新設)

別表(第六十六條関係)

属具名称 (略)	数量 (略)	摘要 (略)
国際信号旗	一組(総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船にあつては、NC二旗)	総トン数一〇〇トン未満の漁船、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。
国際海事機関が採択した国際信号書	(略)	

信号灯	(略)	一 (略) 二 ケープタウン協定適用船以外の船舶であつて、国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。
信号灯	(略)	一 (略) 二 国際航海に従事する総トン数一五〇トン未満の漁船、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の漁船、船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶(同項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る)、第一種漁船並びに長さ二五メートル未満の第二種漁船及び第三種漁船には、備え付けることを要しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次項及び第三項において「現存船」という)については、改正後の漁船特殊規程の規定(第五十一条の四の三、第五十一条の四の四第二項、第六十六条別表、第六十八条及び第六十九条ノ二から第六十九条ノ四ノ二までの規定を除く)にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船にあつては、施行日前においても改正後の漁船特殊規程の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

漁船特殊規程の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMOにおいて長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

昨年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）ケープタウン協定の適用対象船舶について

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）は、国際航海の有無にかかわらず、もっぱら漁ろうに従事する船舶等（※1）であって国際総トン数300トン以上のものとする旨を規定する。

※1：漁業調査船、漁業練習船等は対象外

（2）救命設備について

適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける救命艇及び救命いかだ、救助艇、救命浮環、イマーション・スーツ（※2）、遭難信号、レーダー・トランスポンダー（※3）等に関する要件について規定する。

※2：冷水中において当該スーツの着用者の身体の熱損失を減ずる防護服

※3：自船の位置を付近の船舶・航空機のレーダー画面上に表示させる装置

（3）消防設備、防火構造について

適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける消火ポンプ、消火栓、消化ホース、防火仕切り、可燃性材料の使用制限等に関する要件について規定する。

（4）その他の設備について

- ・ 適用対象船舶に備え付ける磁気コンパス等の航海用具、昼間信号灯等に関する要件について規定する。
- ・ 適用対象船舶であって国際総トン数950トン以上のものに備え付ける冷凍設備等に関する要件について規定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日

○国土交通省令第八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項、第十条第二項、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月十日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

（総トン数）

第一条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定にかかわらず、この省令の規定をケープタウン協定適用船（第二条第七項のケープタウン協定適用船をいう。）に適用する場合における総トン数は、トン数法第四条第一項の国際総トン数とする。

（定義）

第二条（略）

2・6（略）

7 この省令において「ケープタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。

（船橋からの視界等）

第百十五条の二十三の三 全長五五メートル以上の船舶、ロールオン・ロールオフ旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 全長五五メートル以上の船舶、極海域航行船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

（非常照明装置）

第百二十二条の六 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。

一五五（略）

（総トン数）

第一条（略）

2・3（略）

（新設）
この省令において「ケープタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。

（定義）

第二条（略）

2・6（略）

（新設）
この省令において「ケープタウン協定適用船」とは、船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶をいう。

（船橋からの視界等）

第百十五条の二十三の三 ロールオン・ロールオフ旅客船及び全長五五メートル以上の船舶は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 極海域航行船及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

（非常照明装置）

第百二十二条の六 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び係留船の次に掲げる場所には、電源等について告示で定める要件に適合する非常照明装置を設けなければならない。

一五五（略）

(航海用レーダー)
第四百四十六条の十二 総トン数三〇〇トン以上の船舶、旅客船及び船舶の長さ(船舶のトン数の測定に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)第一条第二項第二号の船舶の長さ(をいう。))が三五メートル以上のケーブタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)
(ジャイロコンパス)
第四百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。)
(命令伝達装置)
第四百四十六条の四十 国際航海に従事する船舶及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所(次項において「通常制御場所」という。)に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならない。

2 (略)
(機関部職員の呼出装置)
第四百四十六条の四十一 国際航海に従事する船舶及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

(舵角指示器等)
第四百四十六条の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ)並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラスターを有するものにあつては、その運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)
第八十三条の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一〜四 (略)
五 総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船
六 第一号、第二号及び前二号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

(航海用レーダー)
第四百四十六条の十二 船舶(総トン数三〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー(総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー)を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 (略)
(ジャイロコンパス)
第四百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶(平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。)

3 総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船(限定近海貨物船を除く。には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。)
(命令伝達装置)
第四百四十六条の四十 国際航海に従事する船舶には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所(次項において「通常制御場所」という。)に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの二はエンジン・テレグラフでなければならない。

2 (略)
(機関部職員の呼出装置)
第四百四十六条の四十一 国際航海に従事する船舶には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

(舵角指示器等)
第四百四十六条の四十三 総トン数五〇〇トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向(可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ)並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラスターを有するものにあつては、その運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

(主電源)
第八十三条の二 次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの二組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一〜四 (略)
(新設)
五 第一号、第二号及び前号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

2 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一五（略）
（電路の布設）

第二百五十八条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船等における配線）

第二百六十条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船にあつては、安全に必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉鎖された場所その他の火災の危険が多い閉鎖された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全に必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2.3（略）
（主照明装置）

第二百六十八条の二（略）
（新設）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、総トン数九五〇トン以上のケーブタウン適用船（外洋航行船を除く。）に備え付ける主照明装置について準用する。

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）
第二百八十五条（略）

2 外洋航行船及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケーブタウン協定適用船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一四（略）

3（略）
4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶（総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。）の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5（略）
（自動スプリングラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）、係留船及び総トン数九五〇トン以上のケーブタウン協定適用船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2 主電源を構成する発電設備は、外洋航行船にあつては第一号、第二号及び第四号（限定近海貨物船にあつては第一号）に掲げる要件に、機関区域無人化船にあつては第二号から第五号までに掲げる要件にそれぞれ適合するものでなければならない。

一五（略）
（電路の布設）

第二百五十八条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、電路は、ケーブルの難燃性を損なわないように布設しなければならない。

（外洋航行船等における配線）

第二百六十条 外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）にあつては、安全に必要な動力設備、照明設備、船内通信設備及び信号設備（以下この条及び次条において「動力設備等」という。）に給電するための電路は、調理室、特定機関区域内の閉鎖された場所その他の火災の危険が多い閉鎖された場所に配置してはならない。ただし、当該場所に設ける安全に必要な動力設備等に給電するための電路については、この限りでない。

2.3（略）
（主照明装置）

第二百六十八条の二（略）
（新設）

（電動操舵装置及び電動油圧操舵装置）
第二百八十五条（略）

2 外洋航行船の電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機に給電する電路は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一四（略）

3（略）
4 前項の給電回路に過負荷電流を遮断するヒューズ等を設ける場合は、当該ヒューズ等は、保護する電動機の全負荷電流の二倍未満の電流に対しては作動しないものでなければならない。ただし、総トン数一、六〇〇トン未満の船舶の補助操舵装置の電動機であつて通常は他の用途に使用されているものの給電回路には、当該電動機の全負荷電流の二倍未満の電流で作動するものを設けてもよい。

5（略）
（自動スプリングラ装置）

第二百八十九条 船舶消防設備規則第五条第七号に掲げる自動スプリングラ装置であつて電気式のもの、常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものでなければならない。この場合において、外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び係留船のスプリングラ・ポンプの常用の電源は、主電源でなければならない。

2（略）

(電気放熱器)

第二百九十四条 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く。)、国際航海に従事しない旅客船又は総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならず、この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならない。

第三百条 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第三百一条の二 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第一項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(非常配電盤)

第三百二条 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。

2・3 (略)

(非常電源等の配置)

第三百二条の二 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。

一・四 (略)

2 (略)

(船舶復原性規則の一部改正)

第二条 船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(定義)

第二条 (略)

この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に限る。)をいう。

3・8 (略)

(電気放熱器)

第二百九十四条 国際航海に従事する船舶(総トン数五〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のもの及び総トン数五〇〇トン以上の漁船を除く。)、又は国際航海に従事しない旅客船に備え付ける電気放熱器は、固定しなければならない。この場合において、当該電気放熱器は、衣服、カーテンその他の類似の材料をこがし、又は燃えさせるおそれがある状態で露出している放熱線が取り付けられているものであつてはならない。

第三百条 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船には、次の各号のいずれかの非常電源であつて独立のものを備えなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

第三百一条の二 外洋航行船(国際航海に従事する旅客船を除く。)、内航ロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源が発電機である場合は、当該船舶には、臨時の非常電源として蓄電池を備えなければならない。ただし、当該発電機が第二百九十九条第一項第二号に掲げる要件にも適合するものである場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(非常配電盤)

第三百二条 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源及び臨時の非常電源を制御する非常配電盤は、非常電源にできる限り近接した場所に備えなければならない。

2・3 (略)

(非常電源等の配置)

第三百二条の二 外洋航行船、内航ロールオン・ロールオフ旅客船、係留船及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の漁船に備える非常電源、臨時の非常電源及び非常配電盤は、次に掲げる要件に適合する場所に配置しなければならない。

一・四 (略)

2 (略)

(船舶復原性規則の一部改正)

第二条 船舶復原性規則(昭和三十一年運輸省令第七十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

(定義)

第二条 (略)

この省令において「漁船」とは、船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)第一条第二項第一号の船舶をいう。

3・8 (略)

備考 (略)	七 (略)	(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」といふ。第四条第一項の国際総トン数をいう。)(三百トン以上の漁船
	(略)	
	(略)	

3~6 (略)

7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

(略)	第二項の表第六号上欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十六月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十六月を経過する日
	第二項の表第七号上欄に掲げる船舶	第二項の表第七号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日

備考 (略)	六 (略)	
	(略)	
	(略)	

3~6 (略)

7 前項の規定によりその時期を繰り上げて受けた中間検査に合格した次表第一欄に掲げる船舶の次回以降の中間検査の時期についての第二項又は第四項の規定の適用については、同表第二欄に掲げる規定中同表第三欄に掲げる字句は、同表第四欄に掲げる字句とする。

(略)	第二項の表第六号上欄に掲げる船舶	第二項の表第六号下欄	船舶検査証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日

(臨時検査)
第十九条 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(トン数法第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四 十三 (略)

4 6 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)並びに第四号及び第五号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 三 (略)

四 第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、定期検査等を受ける予定の港に向け航海中となること。

五 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船及び前号の船舶を除く。)であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

六 国際航海に従事しない船舶(原子力船、高速船及び第四号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第四号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月(同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月)を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日以前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第五号及び第六号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 6 (略)

(臨時検査)
第十九条 (略)

3 法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 三 (略)

三の二 国際航海に従事する総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。)四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法(以下「防汚方法」という。)の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。

四 十三 (略)

4 6 (略)

(船舶検査証書の有効期間の延長)

第四十六条の二 法第十条第二項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 国際航海に従事する船舶(原子力船、高速船(第十八条第二項の表備考第一号に規定する高速船をいう。以下この項において同じ。)及び第四号の船舶を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、外国の港から本邦の港又は定期検査等を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となること。

二 三 (略)

(新設)

四 国際航海に従事する船舶(原子力船及び高速船を除く。)であつて航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものが、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

五 国際航海に従事しない船舶(原子力船及び高速船を除く。)が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において、航海中となること。

2 前項第一号から第三号までに掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月(同項第二号及び第三号に掲げる事由がある船舶にあつては一月)を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日以前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶検査証書の有効期間が満了する日とする。

3 第一項第四号及び第五号に掲げる事由がある船舶については、管海官庁又は日本の領事官は、申請により、当該船舶検査証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶検査証書の有効期間を延長することができる。

4 6 (略)

(報告等)
 第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 (略)

(報告等)
 第五十条の二 船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行った場合は、それぞれこれを省略することができる。

2 (略)

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正）
 第四条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改正後	改正前
	<p>(定義) 第一条の二 (略) 2 5 6 (略) 7 この省令において「ケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。 8 (略) 9 この省令において「貨物船」とは、旅客船並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶（以下「ケープタウン協定適用船」という。）に限る。）以外の船舶をいう。 10 15 (略) 16 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書をいう。 17 19 (略)</p>	<p>(定義) 第一条の二 (略) 2 5 6 (略) (新設) 7 (略) 8 この省令において「貨物船」とは、旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。 9 14 (略) 15 この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。 16 18 (略)</p>

(交付)

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）又は船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)

3 6 (略)

7 管海官庁は、ケープタウン協定適用船の所有者に対し、その者の申請により国際漁船安全証書（第八号の様式）を交付するものとする。

8 管海官庁は、ケープタウン協定適用船であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請により国際漁船免除証書（第八号の様式）を交付するものとする。

一 臨時航行許可証の交付を受け、又は船舶安全法施行規則第四条第一項第一号若しくは第六号の許可を受けた船舶

二 船舶設備規程、漁船特殊規程、船舶区画規程、船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）、船舶安全法施行規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則、船舶防火構造規則、船舶機関規則又は船舶構造規則の定めるところにより国際漁船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除された船舶

9 (略)

(交付申請)

第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書又は国際漁船安全証書の交付を受ける場合に限る。）

(有効期間)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二 (略)

(交付)

第二条 (略)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間のみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書（第六号様式）を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）、船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）又は船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の定めるところにより条約証書（国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書を除く。）に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)

3 6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

7 (略)

(交付申請)

第三条 条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

(有効期間)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二 (略)

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

3 (条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書又は国際漁船免除証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書又は国際漁船免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書、国際漁船免除証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査又は国際漁船安全証書を受有する船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際満載喫水線証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

2 次の各号に掲げる免除証書及び国際満載喫水線免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 (略)

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書及び国際満載喫水線免除証書、船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4 (略)

3 (条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書又は国際漁船安全証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、国際満載喫水線証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書、国際漁船免除証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査又は国際漁船安全証書を受有する船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書、国際漁船免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を、ケープタウン協定適用船については国際漁船安全証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項、第七項及び第九項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書、同条第七項に規定する国際漁船安全証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)
第十三条 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケープタウン協定に加盟している外国の政府が発行する条約証書(国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。)の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)
第十四条 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書、有害防汚方法規制条約又はケープタウン協定に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対して条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)

(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)
第十三条 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府が発行する条約証書(国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。)の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2・3 (略)

(外国船舶に対する条約証書の交付)
第十四条 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対して条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 (略)

第 8 号の 3 様式 (第 2 条関係)

番号 第 号
Certificate No.

国際漁船安全証書
INTERNATIONAL FISHING VESSEL SAFETY CERTIFICATE

この証書は、設備の記録によって補足される。

This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment



日本国
JAPAN

第八号の二様式の次に次の二様式を加える。

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する 1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定に基づき、日本国政府の権限の下に、.....が発給する。

(権限を与えられた者又は団体)

Issued under the provisions of the Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977 under the authority of the Government of Japan by

(person or organization authorized)

船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5)) / Gross tonnage (regulation I/2(22))

認められた航行海域 (第 IX 章第 2 規則)

Sea areas in which vessel is certified to operate (regulation IX/2)

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日

Date of building or major conversion contract

キールが据え付けられた日又は第 I 章第 2 規則(1)(c)(ii)若しくは(iii)に従ってこれと同様の建造段階に達した日

Date on which keel was laid or vessel was at a similar stage of construction in accordance with regulation I/2(1)(c)(ii) or (1)(c)(iii)

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日

Date of delivery or completion of major conversion

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- 1.1 この船舶が上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までの規定に従って検査されたこと。
That the vessel has been surveyed in accordance with the requirements of regulations I/7, I/8 and I/9 of the Protocol.
- 1.2 この船舶が上記の議定書第 I 章第 7 規則(1)(d)及び第 9 規則(1)(d)の規定により要求される年次検査を受ける／受け
ないこと。
That the vessel is/is not subject to the annual surveys required in regulations I/7(1)(d) and I/9(1)(d) of the Protocol.
- 2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:
 - 2.1 上記の議定書第 I 章第 9 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同議
定書第 II 章から第 VI 章までに定める関係規定 (消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。) に適合している
こと。
the condition of the structure, machinery and equipment as defined in regulation I/9 was satisfactory and the

- vessel complied with the relevant requirements of chapters II, III, IV, V and VI of the Protocol (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans);
- 2.2 最近の二回の船底の外部の検査が 及び に行われたこと。
the last two inspections of the outside of the vessel's bottom took place on and
- 2.3 この船舶が消防設備及び火災制御区について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;
- 2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の機装品が上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。
the life-saving appliances and the equipment of the lifeboats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Protocol;
- 2.5 この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。
the vessel was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Protocol;
- 2.6 この船舶が無線設備について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards radio installations;
- 2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Protocol;
- 2.8 この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件を満たしていること。
the vessel complied with the requirements of the Protocol as regards shipborne navigational equipment, means of pilot transfer arrangements and nautical publications;
- 2.9 この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従って備えていること。
the vessel was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Protocol and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;
- 2.10 他の全ての事項について、この船舶が上記の議定書の関係規定に適合していること。
in all other respects the vessel complied with the relevant requirements of the Protocol.
- 3 国際漁船免除証書が発給されている／発給されていないこと。
That an International Fishing Vessel Exemption Certificate has/has not been issued.

この証書は、上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、..... まで効力を有する。

This certificate is valid until subject to the annual, intermediate and periodical surveys and inspections of the outside of the vessel's bottom in accordance with regulations I/7, I/8 and I/9 of the Protocol.

..... において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の 2.1 の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

Endorsement for annual and intermediate surveys relating to structure, machinery and equipment referred to in paragraph 2.1 of this certificate

上記の議定書第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/9 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査
Annual/intermediate survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査/中間検査
Annual/intermediate survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は中間検査

Annual/intermediate survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 9 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査/中間検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/intermediate survey in accordance with regulations I/9 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

船底の外部の検査に係る裏書

Endorsement for inspections of the outside of the vessel's bottom

上記の議定書第 I 章第 9 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an inspection required by regulation I/9 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

一回目の検査
First inspection:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

二回目の検査
Second inspection:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の 2.3 から 2.5 まで、2.8 及び 2.9 の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

Endorsement for annual and periodical surveys relating to life-saving appliances and other equipment referred to in paragraphs 2.3, 2.4, 2.5, 2.8 and 2.9 of this certificate

上記の議定書第 I 章第 7 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/7 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／定期的検査
Annual/periodical survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査／定期的検査
Annual/periodical survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

年次検査
Annual survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査又は定期的検査

Annual/periodical survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 7 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく年次検査／定期的検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at an annual/periodical survey in accordance with regulations I/7 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

この証書の 2.6 及び 2.7 の無線設備に関する定期的検査に係る裏書

Endorsement for periodical surveys relating to radio installations referred to in paragraphs 2.6 and 2.7 of this certificate

上記の議定書第 I 章第 8 規則の規定により要求される検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a survey required by regulation I/8 of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

定期的検査
Periodical survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

定期的検査
Periodical survey:

場 所
Place:

日
Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

定期的検査
Periodical survey:

場 所
Place:

日
Date:

定期的検査
Periodical survey:

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査

Periodical survey in accordance with regulation I/13(7)(c)

上記の議定書第 I 章第 8 規則及び第 13 規則(7)(c)の規定に基づく定期的検査において、この船舶が同議定書の関係規定に適合していると認められたことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that, at a periodical survey in accordance with regulations I/8 and I/13(7)(c) of the Protocol, the vessel was found to comply with the relevant requirements of the Protocol.

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/13(3) applies

この船舶は、上記の議定書の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The vessel complies with the relevant requirements of the Protocol, and this certificate shall, in accordance with regulation I/13(3) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/13(4) applies

この船舶は、上記の議定書の関係規定に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The vessel complies with the relevant requirements of the Protocol, and this certificate shall, in accordance with regulation I/13(4) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/13(5) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/13(5) of the Protocol, be accepted as valid until

場 所
Place:
日
Date:
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

Endorsement for advancement of anniversary date where regulation I/13(7) applies

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation I/13(7) of the Protocol, the new anniversary date is

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(7)の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

In accordance with regulation I/13(7) of the Protocol, the new anniversary date is

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

国際漁船安全証書のための設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR THE INTERNATIONAL FISHING VESSEL SAFETY CERTIFICATE

この設備の記録を、常に国際漁船安全証書に添付しなければならない。

This Record shall be permanently attached to the International Fishing Vessel Safety Certificate.

1977 年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993 年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する 2012 年のケープタウン協定に係る設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE

CAPE TOWN AGREEMENT OF 2012 ON THE IMPLEMENTATION OF THE PROVISIONS

OF THE TORREMOLINOS PROTOCOL OF 1993 RELATING TO THE TORREMOLINOS

INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF FISHING VESSELS, 1977.

1 船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5)) / Gross tonnage (regulation I/2(22))

2 救命設備の詳細

Details of life-saving appliances

1 備えている救命設備 Total number of persons for whom life-saving appliances are provided		総計.....人分	
		左舷 Port side	右舷 Starboard side
2 救命艇の総数 Total number of lifeboats			
2.1 救命艇に収容される人数の総計 Total number of persons accommodated by them			
2.2 部分閉囲型の救命艇 (第 VII 章第 18 規則) の数 Number of partially enclosed lifeboats (regulation VII/18)			
2.3 全閉囲型の救命艇 (第 VII 章第 19 規則) の数 Number of totally enclosed lifeboats (regulation VII/19)			
3 救助艇の数 Number of rescue boats			
3.1 2 の救命艇の総数に含まれる救助艇の数 Number of boats which are included in the total lifeboats shown above			
4 救命いかだ Liferafts			
4.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ Those for which approved launching appliances are required			
4.1.1 救命いかだの数 Number of liferafts			
4.1.2 救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them			
4.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ Those for which approved launching appliances are not required			
4.2.1 救命いかだの数 Number of liferafts			
4.2.2 救命いかだに収容される人数 Number of persons accommodated by them			
5 救命浮環の数 Number of lifebuoys			

6	救命胴衣の数 Number of lifejackets	
7	イマーシオン・スーツ Immersion suits	
7.1	総数 Total number	
7.2	救命胴衣の要件を満たすイマーシオン・スーツの数 Number of suits complying with the requirements for lifejackets	
8	保温具の数 Number of thermal protective aids	
9	救命設備において使用する無線設備 Radio installations used in life-saving appliances	
9.1	レーダー・トランスポンダーの数 Number of radar transponders	
9.2	双方向 VHF 無線電話装置の数 Number of two-way VHF radiotelephone apparatus	

3 無線設備の詳細

Details of radio facilities

	項 目 Item	実際の措置 Actual provision
1	主な設備 Primary systems	
1.1	VHF 無線設備 VHF radio installation:	
1.1.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.1.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.1.3	無線電話 Radiotelephony	
1.2	MF 無線設備 MF radio installation:	
1.2.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.2.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.2.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3	MF/HF 無線設備 MF/HF radio installation:	
1.3.1	デジタル選択呼出装置 DSC encoder	
1.3.2	デジタル選択呼出聴守装置 DSC watch receiver	
1.3.3	無線電話 Radiotelephony	
1.3.4	直接印刷電信 Direct-printing radiotelegraphy	
1.4	インマルサット船舶地球局 INMARSAT ship earth station	
2	警報のための補助手段 Secondary means of alerting	
3	海上安全情報の受信設備 Facilities for reception of maritime safety information	
3.1	ナビテックス受信機 NAVTEX receiver	
3.2	高度集団呼出受信機 EGC receiver	

3.3	HF 直接印刷電信受信機 HF direct-printing radiotelegraph receiver	
4	衛星系非常用位置指示無線標識 Satellite EPIRB	
4.1	コスパス・サーサット COSPAS-SARSAT	
4.2	インマルサット INMARSAT	
5	VHF 非常用位置指示無線標識 VHF EPIRB	
6	船舶のレーダー・トランスポンダー Vessel's radar transponder	

4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第 IX 章第 14 規則)
Methods used to ensure availability of radio facilities (regulation IX/14)

4.1	設備の二重化 Duplication of equipment	
4.2	陸上保守 Shore-based maintenance	
4.3	船上保守 At-sea maintenance capability	

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of the Record)

.....
(発給の日)

(Date of issue)

(管海官庁 氏名) (印章)

第8号の4様式(第2条関係)

番号 第 号

Certificate No.

国際漁船免除証書

INTERNATIONAL FISHING VESSEL EXEMPTION CERTIFICATE



日本国
JAPAN

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、日本国政府の権限の下に、.....が発給する。

(権限を与えられた者又は団体)

Issued under the provisions of the Cape Town Agreement of 2012 on the Implementation of the Provisions of the Torremolinos Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels, 1977 under the authority of the Government of Japan by

(person or organization authorized)

船舶の要目

Particulars of vessel

船名

Name of vessel

船舶番号又は信号符字

Distinctive number or letters

船籍港

Port of registry

長さ(L) (第I章第2規則(5)) / 総トン数 (第I章第2規則(22))

Length (L) (regulation I/2(5)) / Gross tonnage (regulation I/2(22))

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

上記の議定書第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この船舶が同議定書.....の要件を免除されたこと。

That the vessel is, under the authority conferred by regulation exempted from the requirements of

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

Conditions, if any, on which the Exemption Certificate is granted:

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有する。

This certificate is valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

.....において発給した。

(証書の発給の場所)

Issued at

(Place of issue of certificate)

.....
(発給の日)

.....
(Date of issue)

.....
(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第I章第13規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the certificate if valid for less than 5 years where regulation I/13(3) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(3)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation I/13(3) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定を適用する場合における裏書

Endorsement where the renewal survey has been completed and regulation I/13(4) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

This certificate shall, in accordance with regulation I/13(4) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the International Fishing Vessel Safety Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

Endorsement to extend the validity of the certificate until reaching the port of survey or for a period of grace where regulation I/13(5) applies

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則(5)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

The certificate shall, in accordance with regulation I/13(5) of the Protocol, be accepted as valid until subject to the Certificate, to which this certificate is attached, remaining valid.

場 所

Place:

日

Date:

(管海官庁 氏名) (印章)

(船舶防火構造規則の一部改正)
第五条 船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(総トン数) 第一条の二 (略) 2 前項の規定にかかわらず、この省令を船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項の国際総トン数とする。 (適用) 第二十七条の二 この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶(以下「貨物船」という。)であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十(第六項を除く。)の規定は、適用しない。 一、四 (略) 五 漁船(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶(同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶であつて総トン数九五〇トン以上のものに限る。以下同。))</p>	<p>(総トン数) 第一条の二 (略) (新規) 2 前項の規定にかかわらず、この省令を船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第一項の国際総トン数とする。 (適用) 第二十七条の二 この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶(以下「貨物船」という。)であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十(第六項を除く。)の規定は、適用しない。 一、四 (略) 五 漁船(船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶に限る。以下同。))</p>

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(以下「現存船」という。)については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程(第百四十六条の十二、第百四十六条の二十及び第百四十六条の四十三の規定を除く。)、第二条の規定による改正後の船舶復元性規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船にあつては、施行日前においても第一条の規定による改正後の船舶設備規程、第二条の規定による改正後の船舶復元性規則、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五十一条に規定する検査を受けることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条 管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、第四条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(以下「新証書省令」という。)

第八号の三様式による国際漁船安全証書に相当する証書(以下「相当安全証書」という。)を交付することができる。

2 前項の規定により交付した相当安全証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の三様式による国際漁船安全証書とみなす。

3 管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書に相当する証書(以下「相当免除証書」という。)を交付することができる。

4 前項の規定により交付した相当免除証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書とみなす。

5 新証書省令第三条(第二号に係る部分を除く。)、第七条第一項、第八条、第九条第一項及び第十五条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第十四条の規定は、相当安全証書及び相当免除証書について準用する。この場合において、新証書省令第三条、第七条及び第八条中「条約証書交付等申請書」とあるのは「相当安全証書及び相当免除証書交付等申請書」と、第九号様式中「条約証書交付等申請書」とあるのは「相当安全証書及び相当免除証書交付等申請書」と読み替えるものとする。

船舶設備規程等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMOにおいて長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

本年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）の一部改正

- ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）は、国際航海の有無にかかわらず、もっぱら漁ろうに従事する船舶等（※1）であって国際総トン数300トン以上の船舶とする旨を規定する。

※1：漁業調査船、漁業練習船等は対象外。

- 適用対象船舶の主電源、非常電源、船橋からの視界等（※2）に関する要件について規定する。

※2：船橋内から水平線を視認することができる最低範囲などについて規定。

（2）船舶復原性規則（昭和31年運輸省令第76号）の一部改正

船舶復原性規則に規定する漁船の復原性（※3）の基準が、適用対象船舶についても適用されるよう、所要の規定の整理を行う。

※3：船舶が風や波の影響により傾いた際に、転覆せずに元の姿勢に戻ろうとする性能。

（3）船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）の一部改正

- 適用対象船舶の中間検査の時期について、船舶検査証書の有効期限の起算日から21月を経過する日から36月を経過する日までの間と期間を短縮する。
- 船舶検査証書の有効期間の延長事由及び船舶の事故等報告の規定について、適用対象船舶に関する所要の規定を整備する。

（4）海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）の一部改正

ケープタウン協定の要件に適合していることを示す国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書の交付に必要な手続き及び有効期間等について規定する。

（5）船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）の一部改正

適用対象船舶の防火構造に関する要件については、別途改正を行う漁船特殊規程（昭和9年逓信省・農林省令）において措置することから、船舶防火構造規則第3章の2の規定の適用対象から適用対象船舶を除外する改正を行う。

4. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日

○農林水産省
国土交通省 告示第二号

漁船特殊規程（昭和九年農林省令）第五十一条の七第一項、第五十一条の十四第六項及び第七項、第六十九条の九並びに第六十九条の十第一項及び第二項の規定に基づき、漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月十日

農林水産大臣 野村 哲郎
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示

漁船の基準を定める告示（平成十四年農林水産省告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、これを加える。

改正後	改正前
<p>(消火ポンプ)</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。）及び総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七第一項の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(消火ポンプ)</p> <p>第二条 総トン数千トン以上の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）第四十四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げるとおりとする。</p>

2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケーブタウン協定適用船を除く。）に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七第一項の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示第三十八号第三号及び第四号に掲げるとおりとする。

(準用規定)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十条の規定は、規程第五十一条の十四第六項において準用する船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第四十四条第七項の告示で定める乾燥物質について準用する。

2 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十四条第二項の規定は、規程第五十一条の十四第六項において準用する船舶消防設備規則第五十四条第一項の告示で定める要件について準用する。

3 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十一条の規定は、規程第五十一条の十四第七項において準用する船舶消防設備規則第四十七条第一項第五号への告示で定める温度について準用する。

(可燃性材料の使用制限)

第七条 規程第六十九条の九の告示で定める厚さは、一・五ミリメートルとする。

(隔壁及び甲板)

第八条 規程第六十九条の十第一項において準用する船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第十条第一項の告示で定める仕切りは、A級仕切りとする。

(準用規定)

第九条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）第七号第二項第一号の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十三条第三項の告示で定める要件について準用する。

2 船舶の防火構造の基準を定める告示第八号第一項第一号の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十四条第二項の告示で定める要件について準用する。

2 総トン数五百トン以上千トン未満の一般漁船に備え付ける消火ポンプに係る規程第五十一条の七の告示で定める要件は、船舶の消防設備の基準を定める告示第三十八号第三号及び第四号に掲げるとおりとする。

(準用規定)

第三条 船舶の消防設備の基準を定める告示第四十一条の規定は、規程第五十一条の十四第五項において準用する船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第四十七号第一項第五号への告示で定める温度について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 3 船舶の防火構造の基準を定める告示第十五条第一項の規定は、規程第六十九条の第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第十九条第一項の告示で定める方法について準用する。
- 4 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十五条第二項及び第三項の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の七第二項及び第三項の告示で定める要件について準用する。
- 5 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十六条第二項第二号の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件について準用する。
- 6 船舶の防火構造の基準を定める告示第四十七条の規定は、規程第六十九条の十第一項及び第二項において準用する船舶防火構造規則第五十七条第一項の告示で定める要件について準用する。
- 7 船舶の防火構造の基準を定める告示第三条の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第八条第二項の告示で定める要件について準用する。
- 8 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十三条の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第十条第一項の告示で定める仕切りについて準用する。
- 9 船舶の防火構造の基準を定める告示第十三条第一項及び第二項の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第十七条の告示で定める要件について準用する。
- 10 船舶の防火構造の基準を定める告示第十七条第三項の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第二十二條第三項の告示で定める要件について準用する。
- 11 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十四条の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する第二十七条の六第五項の告示で定める要件について準用する。

12 船舶の防火構造の基準を定める告示第二十六条第二項（第二号、第五号及び第六号を除く。）の規定は、規程第六十九条の十第二項において準用する船舶防火構造規則第二十七条の八第二項の告示で定める要件について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十二年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの）であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（次項において「現存船」という。）については、改正後の漁船の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

漁船の基準を定める告示の一部を改正する告示について (概要)

1. 背景

旅客船や貨物船の安全に関する規制は、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」等により定められているが、漁船については、魚群を追って海上を縦横に航行し、操業する特異性を有しており、漁業形態や漁獲方法の別による操業海域に応じた漁船特有の構造や設備を有することから、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

この点、漁船の安全について定める国際条約については、国際海事機関において、平成24年10月、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択されたところ。

これを受けて昨年6月、第208回通常国会において、我が国におけるケープタウン協定の締結が承認されたため、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶である、もっぱら漁ろうに従事する船舶を対象として、国際総トン数に応じた以下の要件を規定する。

<国際総トン数 950 トン以上>

- ①設置が義務付けられる消火ポンプの能力に関する詳細な要件
- ②固定式鎮火性ガス消火装置の設置場所の上昇温度限度
- ③防火仕切りにおける開口に設ける防火戸の材質などの詳細要件
- ④天井張り又は内張り裏の空間の仕切り間隔
- ⑤防火戸の自動閉鎖機能要件及び通風開口の詳細
- ⑥A級仕切りを貫通するダクトに関する材質などの詳細要件
- ⑦火災制御図の記載事項の詳細要件

<国際総トン数 950 トン以上 2000 トン未満>

- 上記①～⑦
- ⑧隔壁及び甲板は、A級仕切りとすべきこと

<国際総トン数 2000 トン以上>

- 上記①～⑦
- ⑨化粧張りとして施工される可燃性材料の具体的な使用制限値
 - ⑩油だきボイラ室の各たき火場に対して、油の吸着を目的として備える乾燥物質の必要量及び材質
 - ⑪備え付けが義務付けられる消火ポンプの能力に関する追加要件（①に追加して適用）
 - ⑫船体や甲板室をアルミニウム合金で造る場合における詳細要件
 - ⑬隔壁及び甲板に対して使用すべき仕切りの詳細要件
 - ⑭制御場所に対する通風装置に関する詳細要件
 - ⑮軸路に設ける戸の操作要件
 - ⑯階段囲壁などに設ける戸に対する自動閉鎖機能要件
 - ⑰ダクトに関する材質などの詳細要件（⑥を除く。）

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日

<p>改正後</p> <p>(船橋からの視界)</p> <p>第二条 規程第百十五條の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>○国土交通省告示第百七十六号</p> <p>船舶設備規程(昭和九年通信省令第八号)第百十五條の二十三の三の規定に基づき、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>令和五年三月十日 国土交通大臣 齊藤 鉄夫</p> <p>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の一部を改正する告示</p> <p>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成十年運輸省告示第三百三十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>
<p>改正前</p> <p>(船橋からの視界)</p> <p>第二条 規程第百十五條の二十三の三第一項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p>	

<p>二 全長が五十五メートル以上の船舶及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋における視界は、次に掲げる要件(当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。)に適合するものであること。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>(船橋に設ける窓)</p> <p>第三条 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全長が五十五メートル以上の船舶及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>	<p>二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋における視界は、次に掲げる要件(当該船舶のバラスト水の張排水中であつては、イ及びハに掲げる要件を除く。)に適合するものであること。</p> <p>イ〜二 (略)</p> <p>(船橋に設ける窓)</p> <p>第三条 規程第百十五條の二十三の三第二項の告示で定める要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 全長が五十五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p>
--	--

附則

第一条 (施行期日) この告示は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス議定書の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、施行日前に建造に着手されたもの)であつて施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(次項において「現存船」という。)については、改正後の船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示について (概要)

1. 背景

旅客船や貨物船の安全に関する規制は、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」等により定められているが、漁船については、魚群を追って海上を縦横に航行し、操業する特異性を有しており、漁業形態や漁獲方法の別による操業海域に応じた漁船特有の構造や設備を有することから、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

この点、漁船の安全について定める国際条約については、国際海事機関において、平成24年10月、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択されたところ。

これを受けて昨年6月、第208回通常国会において、我が国におけるケープタウン協定の締結が承認されたため、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶である、もっぱら漁ろうに従事する国際総トン数950トン以上の船舶を対象として、

- ①航海船橋からの明瞭な視界の確保など船橋からの視界に関する詳細な要件
 - ②荒天時においても監視場所からの水平線の視認を確保できることなど、船橋に設ける窓に関する詳細な要件
- のそれぞれの要件について規定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日

○2-1 船舶構造規則

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(同等効力)</p> <p>2.0(a) 漁船の船体及び排水設備の構造、寸法及び材料については、<u>一般社団法人海洋水産システム協会の鋼製漁船構造基準</u>(以下(a)において「基準」という。)に適合している場合、本規則に定める基準(第3条の規定を除く。)と同等以上の効力を有するものと認めて差し支えない。</p> <p>心得附則 (令和5年3月31日) (施行期日)</p> <p><u>(a)</u> 本改正後の心得は、公布日から適用する。</p>	<p>(同等効力)</p> <p>2.0(a) 漁船の船体及び排水設備の構造、寸法及び材料については、(社)漁船協会の鋼製漁船構造基準(以下(a)において「基準」という。)に適合している場合、本規則に定める基準(第3条の規定を除く。)と同等以上の効力を有するものと認めて差し支えない。</p>	

○7-2 漁船特殊規程

(傍線の部分は改正部分、二重傍線の部分は新設部分)

改 正 後	改 正 前	備 考
<p>(A) 漁特程を適用する場合における総トン数は、<u>ケープタウン協定適用船に適用される要件を除き、漁特程に総トン数として何を用いるかの規定がないため、従来どおりすべて(国内)総トン数となる。ただし、漁特程の規定については、(国内)総トン数を用いても施行規則第66条の2の規定による総トン数を用いてもその適用関係に差異はない。この場合において、「(国内)総トン数」とは、施行規則心得66-2.0(c)の(国内)総トン数をいう。</u></p> <p>(特殊な漁船)</p> <p>3.0(a) 当該漁船の構造が<u>一般社団法人海洋水産システム協会の「鋼製漁船構造基準」に適合している場合については、第2章の規定(第7条の規定)に関し、7.0(b)の規定を適用する部分を除く。</u>に適用する部分を除く。)に関し、本条の規定により合格と認めて差し支えない。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(救助艇)</p> <p><u>49.0(a)</u> 「管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合」とは、搭載艇(海外まき網船における「大伝馬船」等を有する総トン数が3000トン未満である場合をいう。</p> <p>(イマーシジョン・スーツ)</p> <p>51-2-2.1(a) 「管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める程度」については、<u>救命設備規則心得54-2.3(a)の規定</u></p>	<p>(A) 漁特程を適用する場合における総トン数は、<u>漁特程に総トン数として何を用いるかの規定がないため、従来どおりすべて(国内)総トン数となる。ただし、漁特程の規定については、(国内)総トン数を用いても施行規則第66条の2の規定による総トン数を用いてもその適用関係に差異はない。この場合において、「(国内)総トン数」とは、施行規則心得66-2.0(c)の(国内)総トン数をいう。</u></p> <p>(特殊な漁船)</p> <p>3.0(a) 当該漁船の構造が(社)漁船協会の「鋼製漁船構造基準」に適合している場合については、第2章の規定(第7条の規定)に関し、7.0(b)の規定を適用する部分を除く。)に関し、本条の規定により合格と認めて差し支えない。</p> <p>(b)・(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>51-2-2.1(a) 救命設備規則心得54-2.3(a)は、<u>第1項の規定によるイマーシジョン・スーツの備付けについて準用する。</u></p>	

定を準用する。

56-2.0(a) 「管海官庁ノ指定スル値」については、設備規程心得
115-24.2(a)の規定を準用する。

(新設)

心得附則（令和5年3月31日）
(施行期日)

(a) 本改正後の心得は、3.0(a)の規定については公布日から、
その他の規定については千九百七十七年の漁船の安全のため
のトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレ
モリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープ
タウン協定が日本国について効力を生ずる日（以下「施行
日」という。）から適用する。

(経過措置)

(a) 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船
舶にあっては、施行日前に建造に着手されたもの）であつ
て施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き
渡されたものについては、改正後の心得の適用にかかわら
ず、なお従前の例による。

船舶検査心得の一部改正について（概要）

1. 背景

一般的な船舶の安全については、国際海事機関（IMO）において、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」等の種々の規則が定められているが、漁船は、一般的な船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

漁船の安全について定める国際約束については、IMO において長年にわたり、漁船の長さのみを測定の基礎とすることで、欧州の漁船に比べてやせ形で容積の小さいアジア諸国の漁船に不利な要件を是正するなどの検討が行われ、平成24年10月、ケープタウン（南アフリカ共和国）において、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択された。

本年6月、第208回国会において、我が国のケープタウン協定への締結について承認されたところ、我が国において、ケープタウン協定の内容を担保するため、船舶検査心得について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 救助艇の代替要件について

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶（以下「適用対象船舶」という。）であって総トン数3000トン未満のものについては、救助艇の代替として、搭載艇を認めることができることについて規定する。

(2) その他

ケープタウン協定と SOLAS 条約の規定内容が同様な事項であって、SOLAS 条約を国内担保するためにすでに船舶検査心得において規定されている要件について、当該要件を適用対象船舶にも準用することとして規定する。
その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日